

中小企業経営力強化支援法について (海外展開に伴う資金調達支援)

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)の概要

※改正対象は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

背景

- 中小企業の経営課題は、多様化・複雑化。財務及び会計等の専門的知識を有する者(既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等)による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。
- また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達に困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

法案の概要

- 中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し※、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※ 中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

措置事項の概要

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化

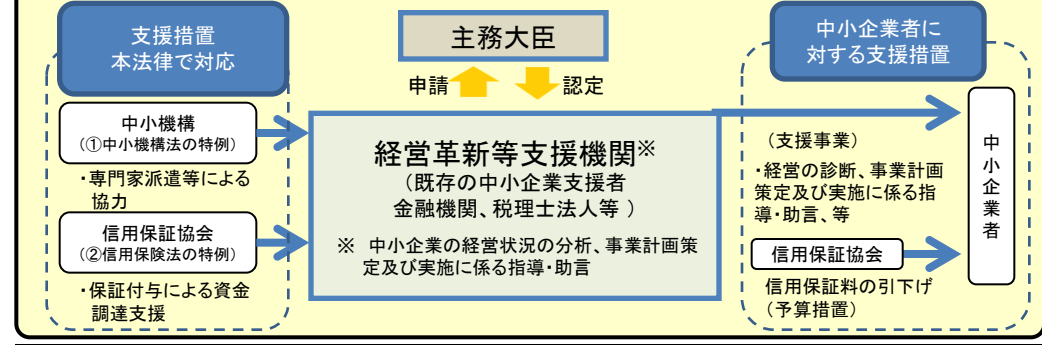
- (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
- (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

2. 海外展開に伴う資金調達支援

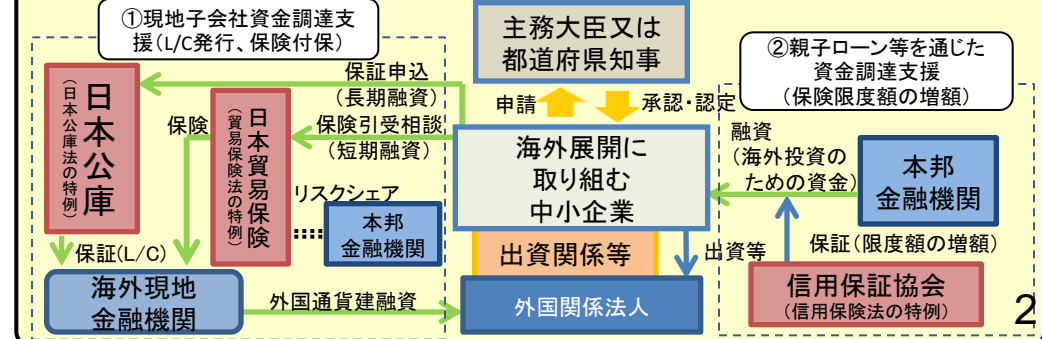
- 承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。
- (1) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。
 - (2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。
国内事業基盤の維持に配慮する。

3. 経営基盤強化計画の廃止

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援



海外展開に伴う資金調達支援

問題意識

○成長著しいアジア等の海外市場の需要を取り込む

- 内需が減退する中、中小企業が成長著しいアジア等の海外市場の需要を取り込み、これを自らの成長につなげていく

○現地金融機関から資金調達が困難

- 多くの中小企業のメインバンクである地域金融機関については、現地金融機関がその信用力を判断できない

支援措置

国内の事業基盤の維持に配慮しつつ、

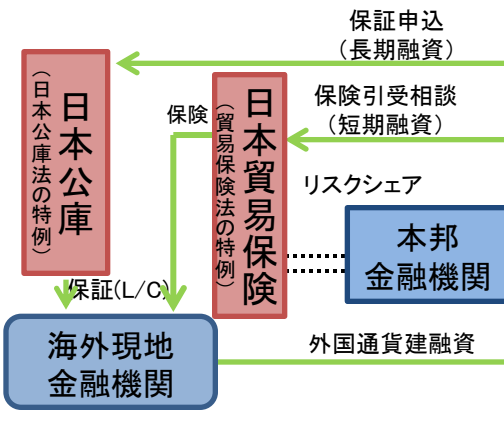
1. 現地子会社の資金調達支援

- 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、現地通貨建ての資金調達の円滑化を図る。

2. 海外展開のための国内における資金調達支援

- 中小企業信用保険の限度額を増額し、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付けに要する資金の調達を支援する。

① 現地子会社資金調達支援 (L/C発行、保険付保)



主務大臣又は都道府県知事

申請 ↑ ↓ 承認・認定

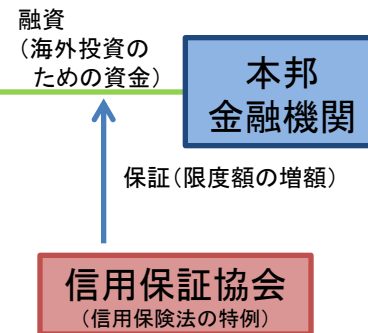
海外展開に取り組む
中小企業※

出資関係等

出資等

外国関係法人

② 親子ローン等を通じた資金調達支援 (保険限度額を増額)



※中小企業が作成する計画と提出先

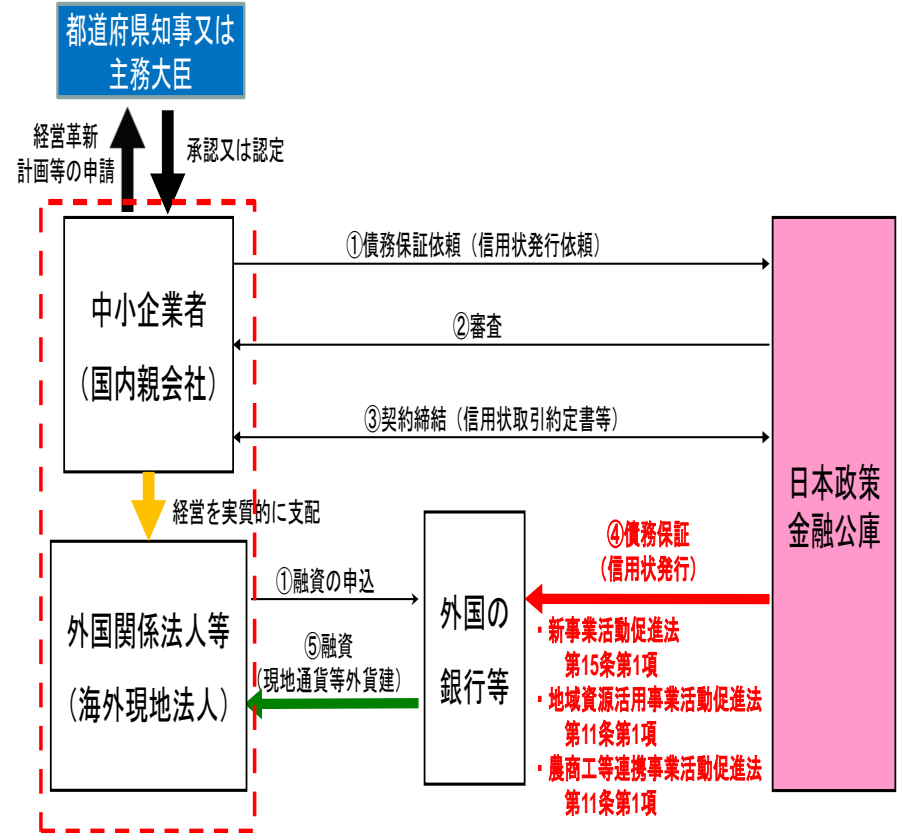
- ① 経営革新計画
→ 都道府県知事又は主務大臣に提出
- ② 異分野連携新事業分野開拓計画
- ③ 地域資源活用事業計画
- ④ 農商工等連携事業計画
→ 主務大臣に提出

(1) 株式会社日本政策金融公庫法の特例概要

制度の概要

1. 制度概要：中小企業者の外国関係法人等が現地（海外）の金融機関から期間1年以上（5年以内）の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行して債務保証を行うもの。中小企業者(国内親会社)からの発行依頼に基づき、公庫と当該親会社との間で信用状取引約定書^(※)を締結して行われる。
親会社は保証料の支払いや海外現地法人の債務不履行時に公庫への弁済を行う。
^(※)発行依頼人(親会社)、連帯保証人、担保提供者及び公庫の間で締結する約定書で、発行依頼人の補償料支払や公庫への弁済義務等を規定したもの。
2. 対象者：新促法、地域資源法又は農商工連携法に基づく承認又は認定を受けた事業計画に従って、海外において事業を行う中小企業者等
(中小企業者とその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む)
3. 保証限度額：一保証先につき4億5千万円以下
4. 保証料率：日本公庫にて定める料率
5. 保証の対象となる貸付債権の要件
 - ①資金用途：設備資金又は長期運転資金
 - ②償還期限：1年以上5年以内

スキーム



(2) 貿易保険法の特例概要

制度の概要

1. 制度概要：中小企業者の外国関係法人等が現地（海外）の金融機関から期間1年未満の短期資金を借入する際に、中小企業者(国内親会社)からの保険引受相談に基づき、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が海外事業資金貸付保険を付保することで信用補完を図るもの。

外国関係法人等の債務不履行時には、外国の銀行等、地銀等及びNEXIの間で損失を応分負担(リスクシェア)する。

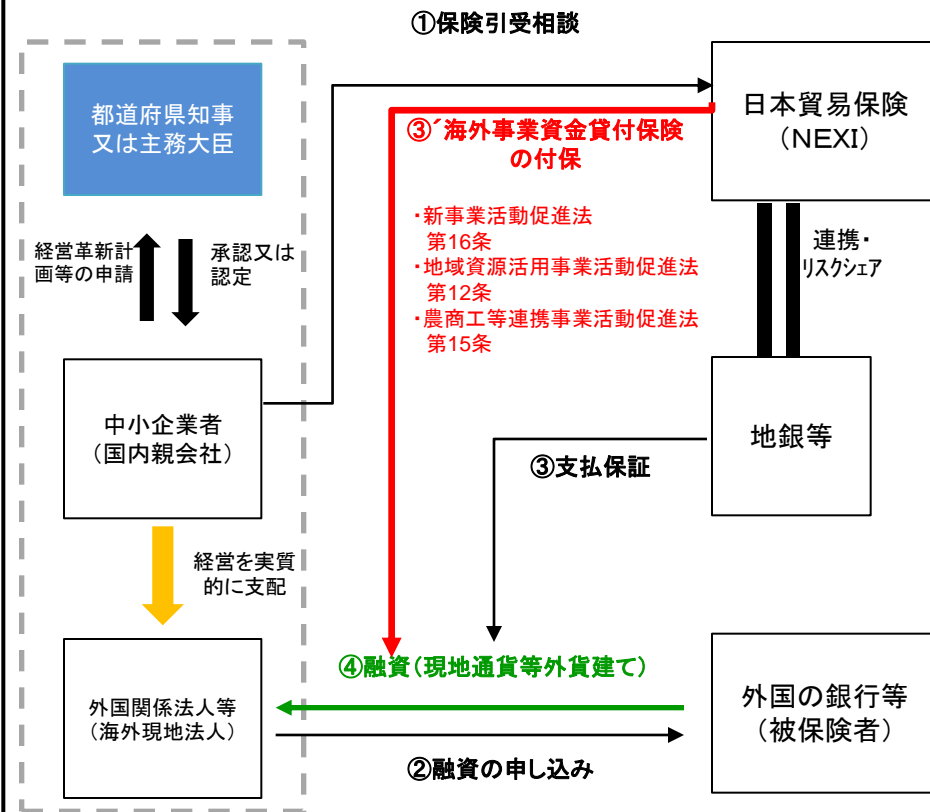
2. 対象者：新促法、地域資源法又は農商工連携法に基づく承認又は認定を受けた事業計画に従って、海外において事業を行う中小企業者等の外国関係法人等

3. 保険料率：日本貿易保険にて定める料率

4. 保険の対象となる貸付金債権の要件

- ①資金用途：短期の設備資金又は運転資金
- ②償還期限：1年未満

スキーム



(3) 中小企業信用保険法の特例概要 (海外投資関係保険)

制度の概要

1. 制度概要

中小企業が金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度。

今般の法改正により、新促法、地域資源法又は農商工連携法に基づく承認又は認定を受けた事業計画に従って、海外において事業を行う中小企業者等には、保証限度額が増額される。

2. 対象中小企業者

海外直接投資事業を行う国内中小企業

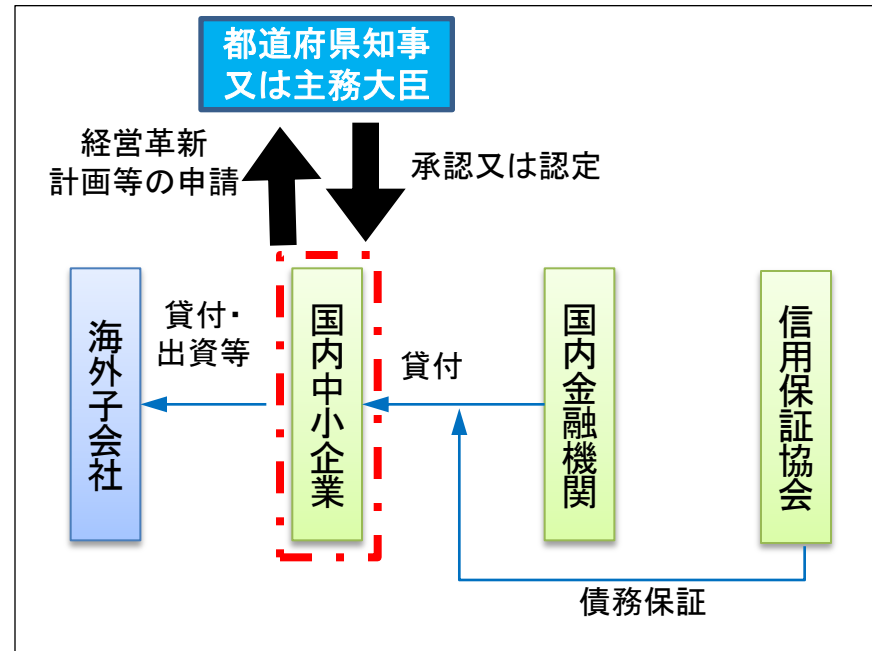
3. 対象資金

- ①出資割合が10%以上となる外国法人への出資資金
- ②出資割合が10%以上である外国法人等の発行する社債引受費用又は貸付資金
- ③長期に亘る原材料の供給等、永続関係にある外国法人への貸付資金
- ④海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張費用
- ⑤海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育の費用
- ⑥海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用

4. 保証条件

- ①保証限度額 (通常) : 1企業 : 2億円、1組合 : 4億円
(特例) : 1企業 : 3億円 (経営革新)
1企業 : 4億円 (異分野連携、農商工、地域資源)
1組合 : 6億円 (4計画共通)
- ②保証割合 : 80%
- ③保証料率 : 保証協会所定
- ④保証期間 : 保証協会所定
- ⑤担保 : 必要に応じて徴求。
- ⑥保証人 : 第三者保証人は不要。

スキーム



●特例措置の概要

・新事業活動促進法

第13条第2項 (経営革新計画)

1企業 : 2億円 → 3億円、1組合 : 4億円 → 6億円

第13条第5項 (異分野連携新事業分野開拓計画)

1企業 : 2億円 → 4億円、1組合 : 4億円 → 6億円

・地域資源活用事業活動促進法

第8条第2項 (地域産業資源活用事業計画)

1企業 : 2億円 → 4億円、1組合 : 4億円 → 6億円

・農商工等連携事業活動促進法

第8条第2項 (農商工等連携事業計画)

1企業 : 2億円 → 4億円、1組合 : 4億円 → 6億円

中小企業の皆様へ

中小企業新事業活動促進法、地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法が改正されました。

①概要

新連携事業、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業の認定および経営革新計画の承認の対象に**新たに外国関係法人等※¹と共同して行う事業計画が追加**されました。

それに伴い、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫等による**中小企業の海外子会社等への資金調達を円滑化するための支援等を追加**しました。

※1 外国関係法人等とは

(1) 中小企業者等と以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当する関係を持つ外国の法人または団体(以下、「外国関係法人等」という。)のことをいう。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

(2) 上記(1)を満たす者(いわゆる子会社)が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国関係法人等を設立した場合、当該外国関係法人等も含む。

②支援内容※²

(1) 現地子会社の資金調達支援

日本政策金融公庫の債務保証業務(長期融資)、日本貿易保険の保険業務(短期融資)を通じ、現地通貨建ての資金調達の円滑化を図ります。

(2) 海外展開のための国内における資金調達支援

中小企業信用保険の限度額を増額し、中小企業における海外直接投資事業に要する資金の調達を支援します。

※2 3法の認定・経営革新計画の承認を受けた事業計画に係るものに限る。

○ 事業の詳細についてのお問い合わせは
各経済産業局の担当課 (裏面参照)
都道府県の担当課(経営革新計画のみ)
中小企業庁新事業促進課
URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/>



各経済産業局の担当課室

北海道経済産業局	新事業促進室	011-756-6718
東北経済産業局	中小企業課(経営革新) 新事業促進室(3法)	022-221-4922 022-221-4923
関東経済産業局	中小企業課(経営革新) 新規事業課(新連携) 経営支援課(地域資源・農商工)	048-600-0322 048-600-0394 048-600-0332
中部経済産業局	経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	創業・経営支援課	06-6966-6014
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5658
四国経済産業局	中小企業課(経営革新) 新事業促進室(3法)	087-811-8529 087-811-8562
九州経済産業局	中小企業経営支援室	092-482-5508
沖縄経済産業部	地域経済課(経営革新) 中小企業課(3法)	098-866-1375 098-866-1755

本省

中小企業庁	新事業促進課	03-3501-1767
-------	--------	--------------